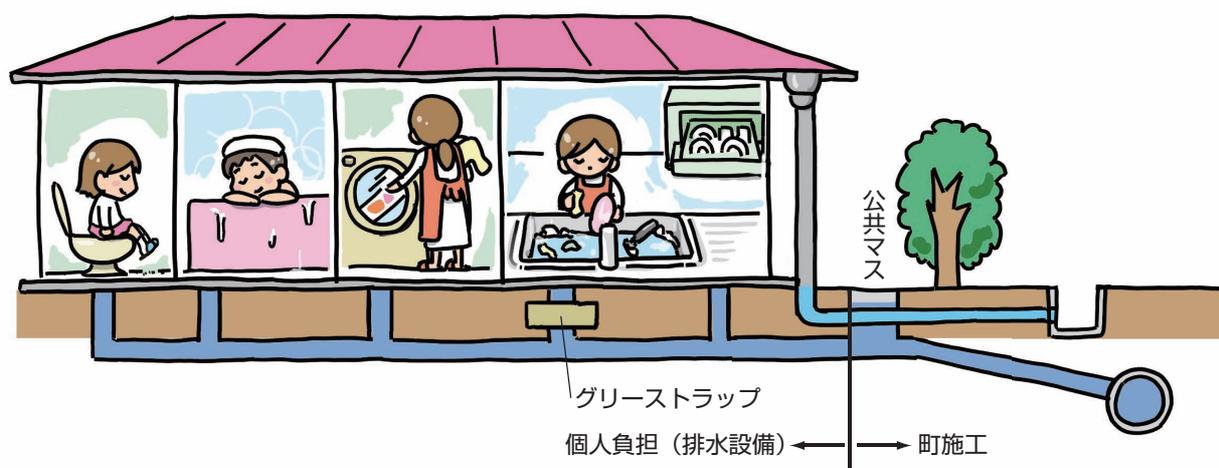


2. 使用開始に向けて

●排水設備の内容

農業集落排水が使用できるようになった区域（供用開始の告示された区域）のみなさんは、トイレ・台所・浴室・洗面所等から公共マスまでの排水設備工事をしていただき使用することができます。

また、農業集落排水は施設の工事が完了し、供用を開始した日から速やかに接続する義務がありますので早期接続をお願いいたします。



3. 宅地内の排水設備について

●排水設備工事の方法

排水設備工事の施工にあたっては、町が指定した「排水設備工事指定店」工事店が施工方法や構造基準に基づき工事を施工します。なお、「指定工事店」以外の業者は施工することができません。

もし、指定工事店以外の業者が工事をしますと、無効の工事となり、下水道の利用を制限されることとなりますのでご注意ください。

また、「指定工事店」では、町に提出する必要書類の作成、届出等の手続きを皆様に代わって行います。

●排水設備工事の費用

排水設備工事に係る費用は個人負担となり、工事の規模や形態によって大きく異なります。特にくみ取り便所を水洗トイレに改造する場合は、使用する便器によっても、いろいろな種類がありますので、十分ご検討のうえ、条件に合った使いやすいものを選んでください。